

○財務省告示第三百二十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十月十日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記

利付国庫債券（五年）（第一百六

二 発行の根拠

回）
財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ

の法律及びそ
別会計に関する法律（平成十九

年法律第二十三号）第四十六条

第一項、第四十七条及び第六十

二条第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

三 振替法の適
用等

四 発行方法

六

発

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入

込 募 各 割 各 当 も 各
み 限 国 り 申 て の 申
の 度 債 当 込 る か 込
応 額 市 てる の 。 そ の う
募 範 場 特 。 募 ち ち
額 を 囲 別 参 額 を 案 分 順 次 割 り
を 割 り 当 てる 。 各 申 込
を 割 り 当 てる 。 各 申 込

五

方 募

ハ ロ イ
入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競 競
入 場 も 加 、 た 価 国 定 特 あ 争 争
札 特 の 者 財 後 格 債 め 別 つ 入 入
発 別 に 者 務 に 競 争 市 る 参 者 財 同 行
行 参 よ と 大 行 争 入 札 特 の 者 務 時 一
「 加 る 臣 が 行 わ れ る 入 札 行 一 と
と 行 行 募 各 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 行 一
い 第 以 下 額 を 定 め 別 別 参 加 者 行 一 以 下
う 。 II 非 価 格 競 争 入 札 発 行 一 以 下 額 市 札
。 格 競 争 入 札 発 行 一 以 下 額 市 札

イ

入 価
札 格
発 競
行 争

額 面 金 額 で 二 兆 二 千 八 百 三 十 五
億 円 、「 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規

ロ

札 非
発 競
行 争
入

千 六 百 七 十 八 百 六 十 五 万 円
の 規 定 に 基 づ いて は 、「 額 面 金 額 で 三

ハ

国 債
特 別 参 加 場
者 第 I
非 格 競 入

九 億 三 千 二 百 万 円
の 規 定 に 基 づ いて は 、「 額 面 金 額 で 三 十

ニ

国 債
特 別 参 加 場
者 第 II
非 格 競 入

額 面 金 額 で 千 四 百 三 十 二 億 円
の 規 定 に 基 づ いて は 、「 額 面 金 額 で 二 十

行 争 非 者 特 国 債
入 価 ・ 別 参 市
札 格 第 加 場
発 競 II 加 場

十 五 万 円 、「 同 法 第 三 十 七 条 の 規 定 に 基 づ いて は 、「 額 面 金 額 で 九 百 十 七 億 七 千 四 百 三 十 二 億 円

ロ		イ		エ				ハ				ロ		イ											
札 非 発 行 、 入	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	行 行 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 入 札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	者 第 II 加	特 別 参 加	国 債 市 場	行 入 札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	者 第 I 加	特 別 参 加	国 債 市 場	札 非 入 札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	入 札 発 行	価 格 競 争	払 込 金 額			
十 八 錢	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	十 七 錢 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	平 成 二 十 四 年 九 月 二 十 日	す る 。、 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は、 最 低 額 面 金	五 万 円	千 四 百 三 十 一 億 七 千 百 三 十 六 万				千 四 百 三 十 一 億 七 千 百 三 十 六 万					二 百 十 四 億 五 千 七 百 七 十 万 円	二 百 十 九 億 三 千 百 二 十 一 万 三 千 六	三 十 九 億 三 千 百 二 十 一 万 三 千 六	五 十 六 万 円	二 兆 二 千 八 百 二 十 九 億 九 千 七 百	二 兆 二 千 八 百 二 十 九 億 九 千 七 百	四 億 二 千 九 百 五 十 五 万 円	つ い て は、 額 面 金 額 で 四 百 九 十	定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に

十九 十八 十七 十六 十五 十四

十三 十二

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 期
日加支額限 子以

初利入価・別債行争非者特国
期札格第参市及入価・別債
利発競II加場び札格第参市
子率行争非者特国発競I加場

平成二十四年九月二十日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成二十九年九月二十日
平子を支払う。
利子をその日以前六ヶ月間に属する
て、その日以前六ヶ月間に属する
を、その日以前六ヶ月間に属する
毎年三月二十日及び九月二十日
毎、三月二十日及び九月二十日
を、その日以前六ヶ月間に属する
後、その日以前六ヶ月間に属する

年〇・二パーセント
平成二十五年三月二十日を
平成二十五年三月二十日を
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$